

忘れられたる源空門流の一義

— 薩生房全報に就て —

山 上 正 尊

一 一義としての序列

二 志學の道程

(1) 諸譜に顯れたる稟敎說

(2) 鎮流の末疏に顯れたる稟敎說

A. 歸淨前後の推定…… B. 滿願との混同…… C. 稟敎の異說

三 解信の面影

(1) 敎 判 論

(2) 別義の推察

A. 三昧義に就て…… B. 念佛諸行に就て

(3) 三心の見解

A. 至誠心に就て…… B. 深心に就て…… C. 三乗の心に判屬する説の訛傳

(4) 疑心往生説

四 結

一 一義としての序列

淨土門流に於ける位置。薩生房全報は源空聖人の面授親聞の直弟では無い、其淨教傳受に就ては吉水孫弟の位置にある、されど諸譜に示す所は多く別義建立の師と云つて、吉水門下各諸流中の異解として置かずに、所承受業の師門から之を別出せやうと努むるのを見受けるから、假令其法燈に盛否はあつても彼の證空門の聖達の下から出た一遍智心の一流と同く、予は之を吉水門流中の一異彩とし、獨立した一義として之を見やうと思ふのである。

されば此一義と云ふのは古來吉水一門を大別して四若くば五箇流、或は六若くば九家の稱呼をなして其分脈を尋ねるが如き、純眞に源空聖人面授口訣の高足の異轍並に其人以後の傳燈にのみ名くるのでは無いのである。茲に於て西譽聖聰の作と傳へる『淨土三國佛祖傳集』下七(佛全並に淨全本) 右二二頁には聖光勢觀善慧の外に吉水門流の内外親疎を合して十五師の異義を擧げて其第四位に、『叢林集』八(眞全本) 六頁には黒谷一化正流傍流繫屬流類の諸流存滅凡そ二十四流を勘へて其第二十一位に、何れも薩

生房全報の三昧義を數へて門流の異彩としてゐるところである。『本願寺通記』十五(真全本二頁)には吉水門下支流に就て示し此『佛祖傳集』を引用して「叙する所は雜駁なりと雖も亦以て考に備ふべし」と評してゐる、是れ假令吉水一門の繫屬流類に過ぎなくて或は注目する程の價值は極めて少いと云ひ得るかも知れないけれども、苟くも別に門葉を立て不共の解義を稱へ、自ら其旌旗を異して所承師説の一流中に居らざる以上は、之を以て一義と認めざるを得ぬのである。

さうは云ふものゝ彼に一卷の製作があることも聞かず、別義を建立したとは云へ、熱烈な傳道弘化を施して四圍上下の仰信を得たと云ふ史實をも見ぬのである、只其身は吉水門流の法孫の位置にあり、僅に散見して居る主張に就て見るも、吉水門下の異義中に於て一念義若くば西山義、或は鎮西義若くば諸行本願義の主張の圈内に介在して、其各流が努めて遠慮會釋を試みた程の通聖道の隨他意説に止つて、未だ純淨土獨存の隨意説に入ることの出来なかつた立場にあつたものと推敲せざるを得ぬのである。だから其説は單に解義の意樂を述べるに過ぎなくて、之を讚するも只聖道誘引の見地にあつて未だ純乎とした淨土門流としての一特徴を認め難かつたが爲であらふか、假令僅に之を傳持した徒輩が數世を経るも尙殘存したとは云へ、遂に門内諸流の徒からしては早くも彼を忘れらるゝに至つたものであらうかと思ふのである。

今、斯くの如く忘れられたる別義の一端を綜合管見して、吾人が常に最も興味を深くして源空聖

人の一代弘化が諸弟諸門の人心に如何に傳承せられ、如何に影響したかに就て窺はうとするの一助ともし、且つは吉水門流本支分脈の研究の縁りにも供へんが爲に、其五三を叙記せやうと思ふのである。

二 志學の道程

(1) 諸譜に顯れたる稟教説

薩生房は全報と號す〔蓮門宗派の第一及び第二、並に「總系譜」等に依る、「釋鈔」二十八及び四十八、「散記」三見〕彼の行蹟に就ては是れ亦多く記載されたものを見ぬ。先づ『法水分流記』二十では成覺房、幸西門の最後に、列ねて「住山門立一義」と註する、これ恐く彼はもと台徒であつて山門に住し、幸西に依つて始めて歸淨し、後に一義を立てたと云ふことを示したものであるやうに思はれるのである。而して次に『蓮門宗派』の第一及び第二を始として袋中貞準鸞宿等の諸系譜には皆何れも斯く幸西より受業したことを記すのみでは無く、之を善慧房證空の門人に列ねて各々註文を施してゐるのである。即ち

本住山門天台宗隨成覺聞一念義後從善惠上人學彼流不用彼等義別立自義〔蓮門宗派第一文〕
と、爰に於て此『蓮門宗派』以後の『血脈論』も『承繼譜』並に『總系譜』も或は『本願寺通記』十五〔真全本十七頁〕
等にも何れも之を依憑して異口同音に此旨を示してゐるのである。今之を案するに、彼は受學稟承の順序上或は其疎密の度に於て證空の門にあつた事が最も親しかつたが爲に、此等の諸譜は之を列

するに西山の門流に置いて怪まなかつたものと思はれるのである。由來『蓮門宗派』以後の西山系の系譜は、彼の鎮西系の系譜の如く自讚に兼ねるに強く毀他を先としたと云ふ程では無いけれども、單に自讚の節々は多く之を認められ、而も其自讚が他に異つて多く吉水同門の法友を捉へ來つて流祖證空の門人であるかの如く云ひ做さうと云ふ傾向があるのであるが、然し此薩生の事蹟に就ては種々推見するに前述の傾向も見えず、明かに彼は幸西と證空との門に學んだ事は決して疑を挿む餘地が無いと思はれるのである。故に幸西は初學歸依の師で證空は受學研讚の師であつたものと想像せられる。而して前掲『蓮門宗派』等の諸譜に依るに、彼は晩年には遂に自立の別義を建て、弘通するに當つて、相模鎌倉に居住したと云ふ。是當時鎌倉幕府は深く新興の宗教を歓迎しつゝあつたと同時に、舊佛敎の淵藪であつた京洛の地に於ける布教は愈よ困難を感ずるものがあつたが爲に、何れも競うて鎌倉に赴いたものである、彼も亦其例に洩れなかつたものと思はれる。恐く彼は此地で入寂したのであらう。鎌倉に居住してゐた事實は、關東で多く製作せられた鎮西の章疏の中にのみ多く彼の主張などが記載せられてゐることなどを見ても、略推察せられ得ることと思ふ。

以上云ふ所は假令鎮西系の章疏に示す所があつても、其源は何れも西山系の典籍に依憑し左祖してゐるのであるから、此等薩生房の事蹟に關する説は西山流の傳説と見て差支ないのである。

(2) 鎮流の末疏に顯れたる眞敎説

然るに鎮西流の諸末疏を窺ふと、彼が歸淨した大凡の時期を推知し得るのみで無く、聖覺法印にも親近したことも見え、同時に彼の本宗を寺門とし、或は全く彼家の異計と稱せらるゝ修阿の弟子満願社の事蹟と混同せらるゝが如き、愈よ錯誤した記事に遭遇するのである、今少しく項を分けて示さうと思ふ。

(A) 歸淨前後の推定

『散傳』三七『決答疑問鈔』下十三及び其末疏の說。先づ良忠の所記を見るに

或曰去貞應三年正月二十五日比丘尼淨意聖覺妹爲法然上人第十三周忌辰報恩書寫淨土依憑經論於

二尊院開題供養導師聖覺云先師法印示予云見聖教時先雖不委粗見一遍可明義門也云其次語

云大唐善導依釋迦諸佛指授製觀經疏是奇異也而當初雖聞不及尋訪今親見之實難思議一句一字不可加減一如經法都無類例也云予列題名座正聞此說云云

散傳三四十(淨全二の四三八頁)

と、之を了譽並に良榮は解釋して次の如く示すのである、

或曰者或曰者當鈔第十八卷五紙全報房亦云薩生房別義建立人也於中亦四一從初至供養是或曰直言也二從聖

覺云下至是奇異也聖覺舉故法印語兩重語是澄憲法印事也三從而當初等已下又聖覺直言也四從

予烈等予烈再鈔第十五末五十一紙云糝鈔牒作烈非也等已下是又或曰語也列題烈若是列歟 散傳糝鈔四十八四十(淨全三の二〇四九頁)

或云等者下總薩生房是本願義人也又云全報房也○當初雖聞等者言聖覺古雖聞四帖疏未尋見彼

見之心不_レ及云〇予列者全報房即列開題供養座聞之也

散記三見聞_{五十}
右

此等の文を見るに下總とは彼の生國を傳へたものか或は晩年の行化の地を云ふたものか明かでないが、恐くば前項の事蹟より想像して彼は後年關東に於て鎌倉と下總の地を往復行化したものか、或は同地へ遷住したものであらうと思ふ。兎に角に同地方に縁由の深い大澤の良榮の記事であるから、勿論何等か依る所があつたに相異なる。

次に貞應三年の年時を語るを見れば、彼が歸淨の時節を推則するよすがともなるのである、但し此時が幸西門にあつた時か證空門にあつた時か果た其次後かは判じ難いことである。次に尙又良忠及び良心の記事に就て見るに

前略薩生房致此等疑遣顯成房許可奉入善導寺上人見參之由_{下略} 決答疑問鈔下_{十三(淨全十の)}
左_{四六頁}

顯成房等者顯成房者是法然上人御弟子也

決答卷下受決鈔_{右(淨全十の)}
右_{一〇八頁}

と、此等の文を推察すれば大凡彼が何時頃の人であつたかを想像せらるゝのである、善導寺上人とは聖光房辨長のことである。然し此薩生が顯成及び聖光に縁由せる事蹟が或は薩生と聖光門の滿願とを混同するに至つた本源を示してゐるのでは無からうかと云ふことに就て極めて不審を存するところである。滿願は自義骨張の爲に屢聖光に問決を強いた事實がある。

(B) 滿願との混同説

『玄傳』二五〇以下二五〇の未疏二五〇の説。先づ良忠の『玄傳』一二五の三心を三乗の心に判屬する或人の説下義

に示すを解するに就て良榮の『玄記第一見聞』中三十次下所引の『玄再』一左抄本の文を對照には或人を全然滿願社の義と決定した、然るに了譽の『玄傳糅鈔』四十三右にては滿願社の義と決しながらも後に至つて薩生房と混同した。

然或人云三心可屬二乗心等者記主加筆聞書東宗要四の十二紙滿願數阿弟子也中略（良忠にあつては薩生と滿願とを混同するの形蹟なし）

今私云彼滿願社屬覺明上人改號薩生房依有當流本執建立別義云五種正行本願餘行非本

願云云
糅鈔四十三以下一四頁以下

爰に於て良忠の『西宗要聽書』末二六（淨全十の二七〇頁此）の『冠註』二（淨全十の）六（三一〇頁）にも全く今の了譽の説を

其儘に承けて

○薩生房數阿弟子滿願社也糅四十五云滿願社屬覺明上人改名一云云

と云ふ。されば此五種正行本願の説の意味を傳へたものか、『散傳』三二（淨全二の）四三八頁の下の『散記三見

聞』五十四右の文、及び『東宗要』四八（淨全十一の）八二頁の『傍註』、並に其文下の『良榮第四見聞』七（淨全十一の）四八一頁

の釋の如きは、何れも薩生房本願義也と記したのである。『淨土源流圖』第四には善慧房證空の下に

滿願を列して其朱註に「薩生房と同名也准源流章聖光門下亦有此名」等と附する、證空門に滿願を

列することは恐くば記事の亂入と思ふ、此『源流圖』第四は鎮西系の系譜である、畢竟是れ了譽の鈔

文以後の鎮徒は雜然として此混同説を其儘に依止してゐたのであらうか、准源流章とは『源流章』の

聖光門下の満願の記事を指したものである。

了譽が薩生の事を記した文は前掲の文に止まらなくて『糶鈔』十八右(示す)「同」四十八右(示す)五右(示す)「等」にも見えることであるが、此等の文には混同的の言辭を認めないのに、今の一文に限つて斯くの如く示したのは聊か不審のあることである。されば尙も如上『玄傳』一右或人の文下の『玄記再鈔』一本三を見るに、漸く了譽の撞着を認めたものが、其處には此所釋の『玄傳』一右五右の下の『糶鈔』四十三左の文を却つて出さなくて、全く別處の而も混同的文言の無い『糶鈔』十八左の薩生の記事と『玄記第一見聞』中一左三の満願の記事との兩者を擧げて後勘に供へてゐるのである。

或人者鈔八十日全報房亦曰薩生房鎌倉住見云（玄記第四見聞本三十九左）西山義人今私雖本傳西山義別義建立故出門徒謂念佛引業諸行滿業（以上悉く「糶鈔」の文、見）又見云（玄記第一見聞中三十一左の文を）或人者辨師上人御弟子數阿弟子満願社也後爲覺明弟子號満願房立五種正行本願義也

玄再鈔一本三

之を要するに『玄傳』一二五の或人の説明に就ては藤田及び名越（即ち大澤良榮の満願説）と白旗（薩生説、必ずしも糶鈔を云ふの）との兩説がありとするも、了譽の記載に依止して薩生と満願とを同一視するのは寧ろ之を見るの明なきものと思はれる。良忠の『東宗要』並に『授手印』『西宗要』等其他の註文などには、多く満願が異義を立て、聖光門を離れたと云ふ前後のことは盛に記載してゐるけれども、彼が離門して

薩生房と改名したと云ふやうな事は少しも見當らぬのである。尤も良忠は其製作に就て見るも此満願の如き流内の異端を指摘するのみでなく、元祖門内の異義を排斥するにも全力を注いだのであるから、薩生と満願とが同一人であるならば尙更力を盡して此事を詳記して甄別に努むる筈であるのに、其事を見ないのは全く別人であつたからの事であらうと推測せらるゝ。然らば所釋『玄傳』一二五左の説は良忠としては寧ろ満願の異義を示してゐたのに相異なるまい。

(C) 稟教の異説

『玄傳』四十一左以下の末疏の説。次に『玄傳』四十一の一代佛教の三番六重の判釋の異説を擧ぐる中の、或云の説(教義の下に示す)を釋する良榮の『玄記第四見聞』本七左には、薩生は俱舍の學匠で本と寺門に住し、中頃西山に歸して別義を立て、後に鎮西義を信じたとの旨を記してゐる。是れ彼の歸淨以前と其晩年の事蹟とは全く前記の『諸譜』などには示さなかつたところである。『稗鈔』はまた概ね此見聞に依り、『再鈔』は亦此兩者を並列するばかりで無く、進んで此『見聞』の説は寂慧良曉の言として掲げてゐるのである。

又或云等者西山末流薩生房義也此人俱舍學匠本住寺門後傳西山義而立念佛引業諸行滿業義其後信鎮西御義遂大往生也

玄記第四見聞本三七左

或云乃至即立大小等者是全報房亦云薩生房鎌倉住也有人云有人見四本三七紙是西山義人也已上今私云雖本

傳西山義別義建立人放出門徒謂念佛引業諸行滿

玄傳糴鈔十八五淨全三の
左四一三頁

或云鈔云全報房也云云如玄記一二十頭寂惠曰薩生房西山末弟此人本寺門覺匠傳西山義立念佛引

業諸行滿業義後信鎮西義遂念佛往生也已上

玄記再鈔四二十
左

思ふに薩生は後年鎌倉に居住したと云ふから、或は當時良忠などから鎮西義を聽受したこともあつたのであらうが、果して彼が鎮徒となつたか否かに就ては尙他に適證が無ければ信憑し難い。翻つて思ふに此鎮流を信じたと云ふことは或は滿願が當初聖光門であつたから此人との錯誤を語るものではなからうかと臆測せられるけれども、然し滿願は鎮西義を奉せなくて覺明の義に依正したと云ふから、今云ふ如く晚年鎮西の御義を信ずると云ふ事とは大に趣を異にするので、蓋し同一視することは出来ないと思ふ。されば前述の『決答疑問鈔』等の如き薩生と顯成並に聖光との關係の説、及び今此『良榮見聞』(此書は「糴鈔」よりも製作年時や早く、了譽は往々有人と指して之を引用する)等の薩生の鎮西義に歸した説などが誤謬訛傳の根本となつて自後錯誤混同を敢てするやうになつたのではあるまいか。果して然らば斯く其謬根を研覈して之を別視し、尙此良榮の云ふ所も薩生に關するの一説として以て精査するの要あることと思ふのである。

之を要するに以上鎮家一流の説、特に混同説と稟教の異説とは單に其家の章疏の上に顯れた異説に過ぎないのである。而して先にも云ふ『血脈論』『總系譜』等の諸譜の説は、只單に西山系の諸譜に

云ふ所を掲寫引用したに過ぎないのであるから、假令此等が其家の徒の製作であるとは云へ、必ずしも之を以て流内の異説として追究するにも當らぬ、本來流々の所傳の相異は今に始めぬ事であるから、一が本山門に住し始めて成覺に就て其義を聞いたと云ひ、一は本寺門に住し俱舎の碩匠であつて後に鎮西に歸したと云へばとて敢て何等の不審も無い筈であるが、然し薩生其人の事蹟を考察する上には取捨是非を定めねばならぬのである。されば前上西鎮兩家の云ふ所は何れにしても薩生が西山義を傳へて別義建立し鎌倉に居住したと云ふことは一致する。爰に於て今少しく研覈してみるに良榮の『見聞』には「本任寺門後傳西山義」とある、此後の字に注意すれば『此疏』の意底も薩生が最初必ずしも西山義に歸したとのみ斷定することは出来ぬ、尙も入淨の當初は他の流義に依つたものであると云ふことを挿んで之を推測しても差支は無い、若然りとすれば『此疏文』にも彼の諸譜に云ふ如く「初隨成覺聞一念義」と云ふ事をも豫測し得るものがあると思ふ。而して住寺門とは或は往山門と云ふことの誤傳謬記ではなからうか。又後信鎮西御義と云ふは假令晩年に鎮西義を傾聽したと云ふ事實があつたにしても、寧ろ其上に彼流の修飾的言辭が加へられてゐるのではなからうか、或は『此見聞』其ものからしてが満願の事蹟との混同の源を示してゐるのではなからうか。若然らずとすれば却て『蓮門宗派』以後の西山譜が、自流を捨て、別義を建立したにも關らず遂に餘流鎮西の門に降つたと云ふ、所謂の宗派的屈辱の記事を掲載することを欲せなかつたが爲めか、或は脱落か、

果た斯かる流内繫屬の一人の自後の動靜を詳く追究し得なかつたに過ぎなかつたらうか。考ふれば種々に推敲せられ得ることではあるが、畢竟は西山の所傳は鎌倉移住後の事情を記するに暇なく、鎮西の所傳は移住以後の僅の事實を誇言したのであると見るのが最も當を得て居るやうに思ふ。されば決するところ彼は本は台徒で俱舎の碩匠と稱せられたが初め幸西に就て淨門に入り、中頃證空に従ひ、後に別義建立し、傍ら鎮西義をも聽受參酌したものであると云ふべきである。斯くの如く考へ來る時は大凡薩生の事蹟並に稟承の前後が漸く整然と確定し得るのである。

三 解信の面影

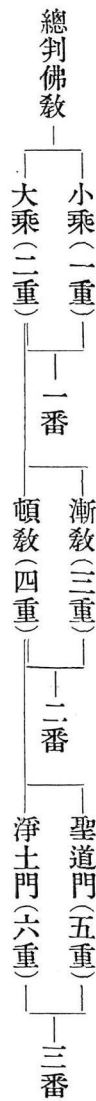
凡そ吉水門下の異義異流の教義は只單に之を解するに本願念佛の一行のみに就て異説を稱へたばかりでは無く、行信因果弘く元祖の教義撰述の全般に亙つて巨細に之を論せられたものであるが、然し元祖開宗の根本並に一代弘教の歸趣する所に依つて、何れも往生の行業たる念佛行の問題を先とした、依つて諸流分脈の根本問題も多くは此行に就ての解釋の相異より始つたのである。だから異義の特徴を考察するには今家の如く信の問題にまで展開することなく、此行の問題の範圍内に就て見れば足るのである。今次下には便宜上教判並に往生が因行信心等に就て項を逐ふて云ふ所を窺ふけれども、畢竟は此唯一の問題に歸するのである。斯くて以て彼が別義の如何なるものであつたかを定めねばならぬ。

(1) 教判論

『玄傳』四十一(淨全二の)に一代諸教の判釋に就て異説を擧げる中に

又或云總判佛敎即立大小中大中立漸頓中開二門已上三番六重總判也

とある、此文を釋する『玄記第四見聞』本三十左『玄傳糝鈔』十八五左『玄記再鈔』四二十左等の諸文(前上に掲出したリ)は、何れも薩生房の義と紛してゐるのである。試に之を圖示すれば次の如くである。



是れ何を根據として斯かる踈慢の敎判を認みたかは推知する由もないが、斯様な分判のみでは誠に不攝未盡の失を忽ちに招かざるを得ぬのである。爰に於て九品寺の末弟明定房は此義を破斥して

總判佛敎分爲二門所謂聖道淨土是也先就其中聖道門分別大小漸頓次就淨土門中分別十方西方西力中判諸行念佛念佛中分理事事中立觀稱已上五番十重總判攝一代敎前義將謂不然大小漸頓是聖道中所

分別也而從菩薩藏頓敎中開出聖道門之義豈非逆出是似子名母母名子云々

玄傳四十一(淨全二の)

と云ふ。明定房の事は『糝鈔』十八五左(淨全三の)『玄記四見聞』本三十左『宗脉記』上二十右等に見える、恐く

『蓮門宗派』第一及び貞準鸞宿等の『譜』に云ふ覺明門の道敎門人圓定のことかと思ふ。道敎は九品寺

義を鎌倉に弘教した覺明の高足であつた。故に此立破に就て思ふに、薩生が別義建立の後鎌倉に於て斯かる論駁を惹起したものだと思はれるのである。其は兎に角、今此立破に就て良忠は却つて明定の破を難じて

今云此破不爾道理互存偏立成失凡於如來一代教中總判教相或立大小或立漸頓或立二門各攝二代俱收諸教何諍本末何論順逆義門雖異法既無本末譬何類母子 玄傳四十(淨全二の
一五八頁)

と云つてゐる。其批評の根柢は若し二乗を以て教相とする時は小乗は唯漸唯聖にして頓と淨とは通せぬが、大乘は徧く二教二門に通ずる。若し二教を以て教相とする時は漸は大小二乗に通じて唯聖道に局り、頓は二門に通じて唯大乘に局る。若し二門を以て教相とする時は聖道門は二乗二教に通じ、淨土門は唯大唯頓にして小と漸とに通せぬものと見るのである。依つて以上兩人の義を決して、

若偏存前義(薩生
の義)者有聲聞藏不入二教二門之咎若偏存後義(明定
の義)者有淨土門不屬二藏二教之咎若試止偏見互許二處徧明教旨以解佛意 玄傳四十(淨全二の
一五八頁)

と、以て後失是非の一般を推察すべきである。吾人は『選擇集』教相章に示された趣旨などに依つて、凡そ聖道門には大小二乗頓漸二教三乘一乘等の別があり、淨土門は唯大唯頓唯一乗であることを知る。加之らず二門に就ては二道二力と判じ、或は進んでは淨土門中に於て二力の細判をもせなければ

ばならぬことなどを訓へられてゐる。されば此薩生の教判が果して其主張の完璧であるや否やは速断し難いけれども、之を以て教判論の大途を示してゐるものとするならば、其は單に淨土門が大乗頓教なることを云はんとするにのみ急にして、淨土門中に就ての異見を述べることも無く、佛敎一代の教判としては不攝未盡の過失を成じて、遂に其判釋の價値を落したものと云はねばならぬと思はれるのである。

(2) 別義の推察

(A) 三昧義に就て

靜見の『譜』に立一義と云ひ、『蓮門宗派』及び袋中貞準鸞宿等の『譜』に何れも別立自義と云ふは果して如何なるものであつたかは推知し難いけれども、恐く『佛祖傳集』等に云ふ三昧義のことでは無からうか。

薩生法眼立三昧義今世三昧聖是也
一又名御坊聖

佛祖傳集下七佛金並に淨
右全本二二頁

三昧聖本起者
薩生房

叢林集八眞全本
六頁

號三昧衆とは『佛祖集』者が此義を傳持する徒輩を誣したものである。思ふに此三昧義とは念佛三昧、殊に定心念佛を意味するものか、恐くば善導元祖の正定業の念佛の一邊を殊更に主稱して、宛も長樂寺多念義の一説に臨終發定説のあつた如く、稱名正定正念見佛の義を高調したる極、遂に斯

かる説を云ひ立てたものではなからうか、若し散心口稱の僻解でないとするれば終南黒谷の正定業を直に定心意念に取らうとしたものであらう、最も是は事觀の上に於て主張したやうで理觀に坐つて云つた程でも無いらしい。彼の聖光房は『念佛三心要集』を著し、深信に就て當時の疑端を四箇擧ぐる中の第二に、次の如く示してゐる。

散心故疑者或人云念佛三昧申入定云事也道場籠居人交一切世間事拋心澄返極樂依報正報心カケ
 口南無阿彌陀佛申コソ念佛三昧申妄想顛倒惡業煩惱起身振舞口計南無阿彌陀佛申全往生如何
 いま三昧義が全く定心意念を募るものとすれば此念佛三昧の定心念佛義に恰當するのである、是亦元祖の『御法語』と稱する消息(隆堯の「念佛安心大要」に「念佛安心大要」にも掲出する)に四義を擧げた其第一に

アルヒハ妄念ヲト、メコ、ロフスマシテ念佛セヨトス、ムルヒトモアリ

とあるものに類するのである。若し果して然らば當時門内門外に於て盛に稱へられた諸行本願義などの口稱方便説と異なることなく、元祖の開宗の當初より臨終の『遺誓』に至る迄夙夜甄別訓諭せられた本旨に乖くものであることは言を俟たぬのである。此意味に於て薩生が定心觀念を主とし、或は滿願の主張と直には區別し難いけれども五正行中で觀察爲本の本願の別義を建立したものであらうかと云ふことは全く所以なきには非ざることである。

次に『散略鈔』一(三下、次左)別出に『觀經』上中品の機に就て薩生は疑心往生を主張した旨が見える、其

意を案するに、讀誦大乘解第一義深信因果の機が、行信は確なれども尙自の往生を疑ふところに佛が迎接し給ふ時、始て歡喜し疑を除くと云ふにあれば、定心觀見の主張が飽まで臨終見佛の義を硬說せねば止まぬと云ふ概があるやうに思はれる。

『二藏頌義』二十四右^{十六}（次下に）第二十願に就て明、遍、及、び、明、禪、と、共、許、の、義、を、出、し、、『散略鈔』一九下（次に別）には『觀經』上々品の第三第五の機に就て昇、蓮、房、の、説、と、一、致、の、旨、を、示、し、て、ゐ、る。此昇蓮は明遍空阿の直弟で仁和寺に住した事は諸疏諸譜に徴するに明瞭である、加之ならず『散傳』三四十（前上に揚）の記事に就て薩生の傳説を思ふに、聖覺の妹淨意が仁和寺邊に住してゐた事も亦諸書に明記せられてゐる處である、依て薩生が此明遍昇蓮の徒と甚だしく近接してゐたやうに思ふ。果して然らば明遍は高野籠山三十年朝に自誓舍利講を、夕に臨終行儀を修し、總じて六時の同音念佛を日夜に怠らなかつた無雙の隱遁念佛者であつた事は隱なく、遂に後世之を呼んで道心義（諸譜に並に「佛祖集」及び叢林集等に見ゆる）と云はるゝに至つたものであるから、今此三昧義も亦少からず此等の影響を蒙つてゐはすまいかと思ふのである。

翻つて思ふに終南黒谷の兩祖は三昧發得し給ふたと傳へ、亦白河の信空にも此事があつたと傳へることは、元祖の諸傳並に諸書に明かに奇特の事實として稱讚するところである。是れ眞實至誠求道仰信の發現に外ならないのであるが、思ふに元祖の化を受くるの徒で其形態に欽仰した者も少く

はなかつたことを見受けるから、薩生も今眞摯に此等祖聖の化儀の一面を追想した時に、憧憬讃仰措く能はずして自ら任じて斯かる三昧發得の義を樹立するに至つたか蓋し計られないことである。

されば尙も前記の彼が所禀の宗義から案するに、此三昧義とは或は天台の四種三昧の形式を取り事理二觀を參酌して、之に一念義流の峻烈な廢立説を加味し、西山義の機法一體生佛不二の色彩を着けた結果が、遂に斯かる定心發得の説を構成するに至つたものか、此點だけで見れば觀佛爲本の諸行本願義にも類するのである。もとより『觀經』爲本の西山家の餘波を受け、其念觀兩宗の『觀經』、殊に事の觀佛三昧に依止して立説したものであらう。而して斯かる見佛三昧の化儀よりして此義旨を繼承する者を宛も法華三昧を修する僧を三昧僧と云つたやうに、三昧聖若くは御坊聖と稱せられるに至つたものか。而て僅な三昧定力を恃んで純朴な愚俗の前に奇異を顯し、心靈の不可思議を以て威信を受け、或は祈禱呪咀をことゝしてゐたものではなかつたらうか。

思ふに此三昧義は門外の聖淨和會の態度を取つた捨穢欣淨の徒は寧ろ之を希求したであらうが、果して『佛祖傳集』の云ふ所を以て眞實であつたとすれば、其書の奥書に徴するに應永の頃に至るも尙朝野に此義を傳持した者があつたことを思はしむるのであるが、然し諸譜等に其後繼者を記載してゐないのを思へば、蓋し注目する程の門人を一人も輩出せなかつたであらうと云ふ事を推測すると共に、斯かる主張が淨土念佛獨立の意義を失し、遂に門内の一義としての特種別存の價値を識者

間には認知得せしめるに至らなかつたものか如何。

(B) 念佛諸行に就て

次に鎮西家の末流に多く傳へる別立の義とは如何なるものか、又本願義とは何を云ふか等は亦た明瞭に知る由もないが、其中先づ本願義と云ふに就て少しく之を窺ふに、此事は『東宗要』四八の『傍註』及び良榮の『同四見聞』七(次下に示す)『散記三見聞』五十(前上に掲出す)等に記されてゐることである。而して先にも云ふ薩生と満願とを全然混同一視すべきで無いとすれば『樛鈔』四十三(前上に掲出す)等に云ふ五種正行、本願餘行、非本願の主張は、満願の事蹟に徴するに明かに薩生の主張では無いことになる、従つて此意味のみでは彼の主張を本願義と稱するは別のことか或は尙再考を要することであらうと思はれる。然れば満願の主張を以て云ふ如く五種正行本願餘行非本願の義と決すべきか、然るに『法水分流記』並に『蓮門宗派』の第一及び第二には満願は五念門、本願諸行、非本願得生の義を立てたとある。此五種正行と五念門とは其義門が全く別で決して一混すべきでは無いから、此義門を並べて見た上に於ては同一人に斯かる兩義を樹立したものと速断し難いのである。然し是れ恐くば名目の上に於て何れかを錯誤混雜したものか、果して然らば此等の主張は満願の説中の者と見て置くのを最も穩當とすべきではなからうか。尙退きて満願と薩生との混同の如何は別として満願の主張を五念門本願義とし、五種正行本願説を強いて薩生の義と再び考へ來るも、又或は満願の五種正行本願説が

幾分薩生と共許する義であつたと考へてみるも、此等の推敲は寧ろ穿鑿に過ぎたことであるかごうか。而して前項に云ふ見佛三昧の説が若し五正行中で談せられたと考へるならば、諸行本願往生と云つたか否かは不明であるけれども満願と同一稱念正行の口稱念佛の外に尙本願義を許すべき範圍があつたと云ふべきか。畢竟此邊に就て彼此兩人が類同する部分があつただけは認めねばなるまいかと思はれるのである。即ち口稱念佛本願義では無くて觀念、佛本願義ではなかつたらうか。

然し兔に角に彼は諸行と念佛の兩者(即ち雜行と正行を意味する)を明かに區別したことは事實であるやうだ、即ち

問第三門若有衆生與第五門復有三種衆生一機歎別機歎答異義不同也 中略 昇蓮房薩生房名目雖同
義道大異也 散略鈔一九(淨全二の五八五頁)

と、此若有衆生と復有衆生との一機か別機かの問題は、斯く良忠が此疏に云ふばかりで無く西山西谷の行觀覺融なども盛に異説を並列して論じてゐるところである。今此文に就て考へるに、名目雖同義道大異と云ふから二機二類の義を主張したものゝ如く、念佛一類往生と立て、此若有と復有の二を一機と決する西山義等とは異つて、寧ろ一念義や長樂寺流の説に同じたものと見える(是れ薩生が當初一念義を承け、後に西山義を用ひなかつたこと云ふこと、思ひ合すべきである。)尙此別機二類の説が先に云ふ満願と薩生との主張が幾分の類同する所があること云ふ見地から、満願の諸行非本願得生の説の如くに、口稱念佛の外に觀念意念も得生する

と云つた部分を考へるならば、是れやがて鎮西義のやうに二類各生説を暗示してゐるのではなからうか。以上の考察に依れば明かに念佛と諸行換言すれば正行の機と雜行の機との兩者を區別して、念佛(必ずしも口稱のみと斷定せぬ)本願の義を宣説したものであらうと推察することは難くは無いのである。然し諸行非本願不生の説を稟承したか、或は諸行非本願得生若くば諸行本願往生の説を主張したかは斷定し難い。されど私に思ふに彼の念佛が唯口稱に止まらなくて觀念意念を本としたものであつたとすれば、やがて諸行往生を默許し遂に諸行本願の義をも是認せなければならぬ事になりはせなかつたか。故に念佛本願と云ふことが口稱念佛本願と云ふだけのことならば元祖相傳の實義で、敢て彼の主張に特筆すべき程のことでは無いから、恐くば觀佛爲本の本願義か或は諸行往生諸行本願の意味を指して本願義と云つたものではあるまいかと思ふ。依つて一念義長樂寺義の如くに二機二類を主張しても之を二土に分屬せしめるのでは無く、鎮西義の如く共に一報土往生に就て云ふてゐるのではなからうか。此處で彼良榮等が最後に薩生は鎮西義を信じたと云つてゐることを思ひ浮ばしむるのである。

次に別立の義〇〇〇〇に就て窺ふに、西山義を傳へて念佛諸行に引滿二業を配して立説したと云ふは、鎮家の章疏に前後四箇處程見えること、『玄傳』四十一の下の『玄記四見聞』本七十三『同糅鈔』十八『同再鈔』四十二及び『玄傳』一五の下の『再鈔』一本三十一等(以上前項に掲出す)に見え、『見聞』を源とし『糅鈔』は之に

依り、『再鈔』一は此兩者を引用し、『同』四は今の『糶鈔』と『玄記』一二十を依用し寂慧良曉の言を出して同音に云ふてゐるのである。思ふに是れ全く所稟の天台等の敎義を轉用したので傍ら西山の敎義をも加味して立説したものであらうか、蓋し判然し難いのである。凡そ引業とは總報の果體を感得する業で滿業とは別報の果體を引く業を云ふのである。今薩生は如何なる意味で轉用し、如何に此二業二行の感果得失などに就て云つたかは誠に推察に苦む、試に之を追究するに、先づ二業感果の差別に就て見れば、唯一の行業たる念佛は機の差別なく報土得證の果を感得する總業で、多種の行業たる諸行は全く多様差別の果を招感する別業と云はねばならぬ、又二業感果の關係に就て見れば、總業の上の別業であるから、一業引一生の念佛の上に多業能圓滿の諸行を加へて以て得生の果を満足すべきものと云はねばならぬ。されば前上に云ふ如く薩生は幸西流の一念義を學び、或は念佛諸行の二を區別したと云ふから、若しや一念義や長樂寺の義の如くに念佛は本願唯報土の業で諸行は非本願化土差別の業としたのであらうが、然し彼の念佛が口稱念佛に限らず、或は念佛諸行の兩機を分けても、遂に諸行を默認せねばならない立場にあつたとすれば、必ずしも諸行を差別化土の業と貶したとも考へられないのである。然らば念佛一類往生を主張した西山義を傳へて此義を樹立するに至つたとすれば、或は彼家の傍正助正の門に於て諸行を和會し勸勵する形式を取つて、總報の感果の上に別報の果を圓滿すべきであるから、念佛は諸行を以て策勵すべきであると見たところに

諸行の價値を認めて、諸行も往生の業として捨てなかつたものであらうか。以上諸行往生を貶するか、許すか、何れにしても念佛の外に諸行を認めなければならなかつたかと思はれる、假令一往念佛本願の義を標榜して諸行を區別したとしても、種々追究すると再往之を許さなければならぬ見解にあるやうになつて来る。此等の點が一念義や西山義と漸く趣を異にし、事蹟に徴するに幸西や證空の義を用ひなかつたと云ふことも此邊の消息を傳へるのではあるまいか。宜く識者の叱正を仰ぎ度いことである。

以上の見解に依つて十八十九二十の三願を案するに、第十八願は念佛往生の本願である、然るに念佛を單口に取りらずに觀念定心に取るから、かの諸行本願義が本願の乃至十念に口稱心念の二があるとして心念爲主とした（選擇私聚鈔四の八右及び「決」答疑問鈔上十六等に見ゆる）と同趣であると見なければならぬ。爰に於て來迎引接を誓つた第十九願であると假令云つたにしても此第十九願には諸行を誓ふたものであると云はなければならなくなるのである。薩生が遂に其主張の上に諸行を認めなければならなかつたとすれば此處に由來するものではなかつたらうか。而て第二十願は了譽の云ふ所に依ると明遍及び明禪等と同く遠生宿善の願としたのである、即ち次の如くである。

問下種已後而得遠果理數之令然也何發遠生願耶況云至心廻向欲生我國此人何以順次不果遂往生乎答先會初難者若無此願者可及多劫決疑鈔二の三十七左促其劫數非是願力乎凡佛菩薩之習種熟脫之

始終無廢也。吞鈎魚之譬可合此願云云。又會次難若以過現未之二門可會之也。若約過現門者過去植德本者現在至心廻向此人廻向之後順次往生淨土本善在過去故非順次之願也。若約現未門者現在植諸德本他生至心廻向第三生等往生善本與往生非二世故屬宿善願也。已上相傳蓮華谷毘沙門堂薩生房等同之

釋淨土二藏頌義二十四十五（淨全十二の左）（二七八頁）

(3) 三心の見解

(A) 至誠心に就て

『東宗要』四八（淨全十一の八一頁）以下に、至誠眞實心に就て正邪の三毒を分け、邪の三毒は往生を障ふると云ふ説を出してゐる、即ち

有云（薩生房本願義也）今所舉貪瞋者嫌不喜足大欲貪不嫌喜足小欲貪又破敬上慈下之禮瞋嫌之不破其

體瞋不嫌之意如何（故上人所造假字七箇條起請中有此義）答云由致之義先師（辨師相傳）義勢也彼假字鈔頗難信用但遁可有爾

道理歟又有云（全報房）至誠心所嫌貪瞋者邪三毒也文云邪僞即此意也非嫌正三毒貪於自妻自財貪

是正貪也於他妻他財貪是邪貪也瞋於自眷屬等瞋是正瞋也於他人瞋是邪瞋也摩訶止觀有此義云

云予難云止觀以凡夫所具三毒名邪三毒以聖人所具三毒名正三毒聖人三毒無見感助故云正也

淨土行者所起貪瞋不可名正三毒如何彼人答云隨義轉用凡夫分可有此義故今云此等義不合今

釋云云

と之に就て寂慧(同第四見聞五淨全十一の一)も良榮も解釋して此主張は薩生の義であると云つてゐる。但し文を忽に見ると良忠と直接對論したやうにも見えるけれども、實は良忠が彼の義を擧げて論じてゐるまでのことである。而して此本文の『傍注』は實海が參訂開板の際に此見聞に依つて加へたものである。今良榮の云ふ所を見るに次の如くである、

○有云今所等者薩生房本願義也貪有二一不喜足大欲貪是在家人所起貪也二喜足小欲貪亦云小欲知足貪是佛道修行人所起貪也私舊譯名知足新譯云喜足於知足有三二飯食知足二衣服知足三醫藥知足也此加樂斷樂修名四聖修是出家人所用也言出家得三衣一鉢助身命節量食欲也故名小欲得之爲足不求別物故云知足也在家人更無足心得一欲二得三欲乃至百千萬亦然故云不喜足大欲也○答云由致之義等者相傳意至誠心直非嫌貪瞋是嫌所發虛假名利等也唯文學貪瞋爲滅虛假舉能發貪瞋貪瞋是起名利由致也有人等意或不喜足大欲貪有敬上慈下瞋或邪三毒等是今云貪瞋故直嫌貪瞋體也此義違相傳故云頗難信用若遁至誠心所對物於修行人尤隨涯分邪三毒等可止之故禮讚無間修云不問貪瞋今至誠心眞實心故對之所嫌虛假名利等也非貪瞋直體○正三毒等者中略○予難云等者私記者意彼止觀三毒凡夫所具偏云邪三毒見惑未斷位所起故少分雖有正三毒奪屬邪聖人無見惑故不可起邪三毒所起貪等皆思惑故偏云正三毒是初二三果聖者云聖人非第四果何引彼例今今疏所舉邪正俱凡夫所起故彼會答可知但此等人義勢皆相傳外ナルヲ以不

合當文意故結不令今釋也

東宗要第四見聞七(淨全十一の四八一頁)

之を以て其大體を知るべきである、凡夫雜毒虛假の相を明かして貪瞋邪偽等と善導は『疏』(四右)に示されたのを見て、忽に其不實の相を顯す貪瞋の直體を拂はねばならぬやうに考へたのである。

是れ彼は本宗天台で而も俱舍の學匠であつたと云ふから、此所稟の見解から止觀を依用したり斷惑の法相に捉へられたものであらう。されば假令正の三毒を許すとしても彼の至誠眞實心の意は畢竟猛利強盛の眞實義を立てた蓮華谷や覺明房の如くに、淨土門の實意に暗く機を嫌ふの咎を成じたものであつたと云はねばならぬ。爰に於て斯かる説は黒谷の常の釋意には勿論見えない筈であるけれども、かの『和語燈七箇條』の初の標釋を見るに、此處の三心中至誠心の説が全く今と同一である、即ち

眞實ト云ハ諸ノ虛假ノ心ナキヲ云ナリ中略貪ト云ニ付テ喜足小欲ノ貪アリ不喜足大欲ノ貪アリ今淨土宗ニ制スルトコロハ不喜足大欲ノ貪煩惱ナリ先ヅ行者加様ノ道理ヲ心得テ念佛スベキナリ是ガ眞實ノ念佛ニテアルナリ喜足小欲ノ貪ハ苦シカラズ瞋煩惱モ敬上慈下ノ心ヲ破ラズシテ道理ヲ心得ホドクナリ癡煩惱ト云ハオロソカナル心ナリ此心ヲ賢クナスベキナリ先ヅ生死ヲ厭ヒ淨土ヲ欣テ往生ノ大事ト營ミテ諸ノ家業ヲ事トセザレバ癡煩惱ナキナリ少々ノ癡ハ往生ノ碍ニハナラズ是程ニ心得ツレバ貪瞋等ノ虛假ノ心ハウセテ眞實心ハ易ク發ルナリ

和燈二十二左
以下

されば此文に就て良忠を始として元祖の眞傳なるか如何を疑惑してゐることである。義山も『日講私記』二に「扱此七箇條ニ始ニ三心ノ沙汰アリ是亦難心得事也中略若亦外ノ法語ナルヲ後人自然ニヨセ合セタルヲ其儘ニ此ニ載セ給フニヤ有ン了慧上人モ元祖ノ直筆斗リヲ取テ語燈錄ニ編給フニモ不可有然レドモ何レヲ是ト治定シ難シ只愚カ推度也後人檢之」と云ふ。此標釋の後の『七箇條』のみは舜昌も『黒谷傳』二十一に元祖常の御詞として擧げてゐるが、此等は全文に互つて全然信憑し難いのである。由來『和語燈』には元祖の法語としては疑しいものが幾多あるが此『七箇條』も其隨一である、了祥(『異義考』二以下)は此章に就て三個の不審の文を擧げて、『西方指南鈔』に擧げず良忠之を簡異すれば恐く多念家の手になつたものであらうと云ふてゐる。餘の眞傳の文に似ぬ此説を以て元祖の眞傳とは決して云ひ難いのである、吾人は此『和語燈』の説を忽に薩生の説の亂入であつたとは斷定せないけれども、斯かる異説と薩生の説とが契合してゐることを注意して置かねばならぬのである。

尙今の虚假の相に就て『散善義』と『觀念法門』二十右との同異を決する義に就て、良忠は

前略 觀念法門五惡性與至誠心下惡性難侵同異如何薩生房云彼此同然而惡性難侵者教令發至誠心之旨見五惡性機一向斥之先師被存此義能々可斟酌問答也機類萬品惡性有二機可兩處各々釋云

西宗要聽書末二十(淨全十の六右)(二七〇頁)

と記してゐる、此『聽書』の『冠註』二十(淨全十の)三二〇頁には『糶鈔』四十五を引いて滿願の義と誤解してゐるのであるが其事は既に前上に述べた。されば此説は全く聖光も同意である、顯意の『散楷』一右十六にもまた之と共許の義が見えるのである。

(B) 深心に就て

薩生の意底では深心即ち深信は淺信に對するものと見たのである。聖道の法相から至誠心を解釋せやうと試みた彼は亦た此深心をも其見地から見たものである、即ち良忠は『決答疑問鈔』下十三(淨全十の)六頁に次のやうな事實を傳へてゐる、

問深信者對淺信之言也 其淺深分濟如何得意分決定往生深心可用意候覽答此疑者薩生房致此等疑遣顯成房許可奉入善導寺上人見參之由云云而顯成房不申案内自決之畢此事先師相傳下略

これ恐く天台の『觀經疏』六深心釋の佛果深高以心往求故云深心亦從深理一生等と云ふ解釋に依つたものであらう。所稟天台の考をどうしても捨てることが出来なかつたものか。故に斯様な解釋では『大觀二經』の上での三信と三心との關係を論ずることも無く、又深心は深信樂之心の義でもないのである。畢竟三心一體論上の深心、鎮西義などで云はゞ横の三心のやうな謂を談ずることは出来ないものゝやうに見受けらるゝ。されば念佛に依りてまことしく往生せやうと思ひ取り、愈々此念佛一行を深く信する至誠心深心であると解釋する良忠などにあつては、斯かる淺信所對の深心義を

飽迄も簡別せなければならぬのである。之に就て尙も『東宗要』四十(淨全十一の八六頁)には

有言(房全報)「深心下雖有多釋所詮不出決了修行無間三意決了者建立機法二種之信決了決定往生思也修行者念彌陀名也無間者念念不捨心品也此三中前二得其分後一極難具我身懈怠無間難行故限涯分決定信未立也云々」

とある、此言も亦た彼の語であると云つてゐる。今良忠は之を評して

今云聖教習誠懈怠勸修行常途也然而歸機時必勤怠不定也見餘處釋或勸二十萬數徧或許念時日懺悔何必依今文不論機不同耶

と云ふ。無間の意に就て機の差降を論じたるなどは、或は觀念爲主の義からして易修口稱の念佛を判定せやうと云ふ氣分もあつたものであらうか如何。

之を要するに廻願心の説明が如何なるものであつたかは知る由もないが、畢竟『觀經』の三心は宗家の釋が目前に提供せられてあつても、三心各立聖道殊に天台等の諸師が判じたやうに高尚幽遠の意に解釋したものと云はねばならぬ。

(C) 三乗の心に判屬する説の訛傳

『玄傳』一二十(淨全二の五左一三頁)の三心を三乗の心中二乗の心に屬すべしと云ふ「或人云若以三心判屬者可屬二乗心云々」の文に就て、『糝鈔』四十三(右)には薩生即滿願の義とし、『玄記第一見聞』中(三十左)には滿願

とし、『玄記再鈔』一本六十には『糶鈔』と『玄見』の説を並列して後勤に供へてゐる。此等の相傳上の錯誤に就ては既に前上の薩生と滿願との混同説を掲出する處に明言したことであるから今更改めて贅言はせない。要するに此説は滿願の義であつて此薩生の義では無いのである。而して滿願に明かに此説があつたことは『徹選擇鈔』上十一(淨全七の)に良忠が自ら記してゐるので氷解され得ることである。

(4) 疑心往生説

『散善義』十六上中品の五明佛恐行者懷疑等の下の『散略鈔』一三十(淨全二の)に

問既見來迎儀式行者何有疑哉答中略難云設聞來迎接汝詞猶魔說可思如何答云々或義云薩生房自往生疑也下略

と、此言に就て良忠は自ら此義を會釋して

難云若爾汝行大乘文下可作此義如何答今云佛來迎有二一護念故來二迎接故來給今行者奉見佛二由來未決同來迎爲本意疑所佛來迎接汝說給時歡喜除疑意也

と云ふ。『散傳』二三十(淨全二の)對見。是れ疑心往生の一説である。凡そ此説は元祖門流の大異論で

あつて、之を明瞭に示してゐるのは『閑亭後世物語』である、『同書』上三左以下に云ふ所を見るに次の如

くである。

疑に二の様候へし、一には佛の本願を疑、此心を深禁たり、二には我身を疑、此心をばゆるさるべし、大經には疑へども生と説れたれば佛は兼て知食らん、凡夫は定で疑べしと、されば善導と衆生の釋迦一佛の説き給はんをば疑て信せざらん事を哀で六方恒沙の諸佛も眞實なりと證誠し給へりと釋せられたり、わろしと疑ばくるしからぬ事也、或時上人の給はく哀此度しおほせばやと、其時乘願房申て云く、上人だにもか様に不定げなる仰の候はんにはままして其餘の人は如何候べき、上人うち嘆て正蓮臺に登らん迄は争か此思は、たゆむべきと被仰けり、珍海決定往生集には念佛は疑へども申さば必ず往生すと云り往生要集には疑へども生るゝは佛の悲願の故也、云く疑へどもくるしからずと聞時、疑はながくたへぬる事也

之を以て推察すべきである、『定略鈔』四十(淨全二の五三七頁)に「敬日上人義云疑心往生之文殊甘心凡夫往生疑心有猶可生之文殊大要也云々」とある、然らば此『閑亭』の説は敬日の義を傳承したものか。良忠は此『定略鈔』に「疑心可有二種也如選擇鈔載之」と、全く左袒したやうである。乘願對元祖の物語は『和燈』五十二『黒谷傳』二十一『徒然草』等に見える、何れも此『閑亭』を根源とするやうに思ふ。又『決答疑問鈔』には乘願が聖教中に疑心往生の意を示すものがあると云ふた説が擧げてある、是れ全く今の義を傳持許容した證據であることが明かである。然れば此薩生の主張は鎮西多念等の諸義に同じた説であつたかを思はしむるのである。今家から見れば此説は懈慢邊地の往生であることは言を

俟たないけれども、宗内に於て此説の許否に關する問題に就ては敢て相傳の宗義に合せないものとして一涯に排斥甄別し難いのである。『御一代記聞書』左九に「仰ニトキく懈怠スルコトアルトモ往生スマシキカトウタカヒナケクコトモアルモノアルヘシ」等とある、今家の聖敎中に唯此一文を見るのである、香月院は肥後の法幢の異義を糾正せし際、當流に於ても此文を證として疑歎往生を許すと決擇せられたことであつた。文同義意一朝一夕の論では無いけれども、宗學の徒の深く省察を要すべきものであると思ふ。

四 結

以上薩生に關する教義などは一として定説なく、只單に僅少の末疏の評言を涉獵し、特に鎮家の章疏にのみ多く窺見せらるゝものであるから、果して其が眞實に薩生の主張の其儘であるかどうかは速斷し難く、甚だ追究に苦辛を要するところである、加之鎮家の末疏の大途が何れも殆んど願と薩生とを一混してゐるので、此錯雜の記事の間に於て其一端を管見したのも亦決して錯誤が無いと斷定し難いのである。

今、此前掲の主張を概言すれば、結極淨土門は大乗頓數の至極、此敎門に於て念佛は彌陀選擇本願往生の行である、然し諸行かとして必ずしも往生が出來ぬのでは無いが、特に其念佛に於て意念觀察三昧を上々させなければならぬ。之に就て三心は行者が專心淨土を願生するの心、されど機の差

降に依つて其心の取りやうは高下一準し難い、たゞ本願の念佛を專注住心し、依正二報を觀察して迎接を待つの外はない。假令此際我身の往生を疑懼し猶豫することがあつても、佛の悲願の由致を聞き切嗟仰信するの時、始めて疑雲永晴せらるゝものであると説いたやうである。

思ふに指方立相の願生西方思想が確立せられたけれども、尙唯心己心の説が門外には多く歡迎せられてゐたやうに、今薩生の説は口稱念佛本願の一門が樹立せられたに關らず、尙觀念意念を顧眄したのは黒谷一家の中では彈指除外せらるゝ筈の主張であつたことは勿論であるけれども、其が應永の頃までも教界の反面閭里の間に存在してゐたものとすれば、たとへ、潛勢微力の存在であつたかとは云へ、斯かる思想が未だ捨斷せられなくて、或一部分の人心の要求に尙も充當せられたものがあつたことを思へば、是れ蓋し機教の差別が如何に萬品であるかを思はざるを得ぬのである。